

岐阜市衛生試験所報

第 3 7 号

(令和 5 年度 業務統計)

岐阜市衛生試験所

目 次

第 1 概 要

1	施 設	3
2	沿 革	4
3	機 構	5
4	業務概要・分掌	7
5	決 算	9

第 2 業務統計（令和 5 年度）

1	衛生検査件数（衛生行政報告例）	1 1
<微生物関係>		
2	食品細菌検査結果	1 3
3	環境細菌検査結果	1 6
4	感染症関係検査件数	1 7
<飲料水・地下水・プール水・浴場水・家庭用品関係>		
5	飲料水・地下水水質試験検査結果	2 0
6	プール水・浴場水水質試験検査結果	2 2
7	家庭用品試験検査結果	2 2
<食品・おもちゃ・農薬関係>		
8	食品等衛生検査結果（理化学的検査）	2 3
9	食品中の残留農薬検査結果	2 5
1 0	畜水産物中の残留合成抗菌剤検査結果	2 5
1 1	輸入食品等の検査結果	2 5
1 2	放射性物質の検査結果	2 6
<水質汚濁・土壌・産廃・大気・悪臭関係>		
1 3	環境水質関係検査業務	2 7
1 4	産業廃棄物関係検査業務	2 9
1 5	河川底質・土壌検査業務	3 0

第 3 その他

1	精度管理	3 2
2	主要検査機器	3 5
3	岐阜市衛生試験所条例	3 8
4	岐阜市衛生試験検査手数料徴収条例	3 9
5	岐阜市衛生試験検査手数料徴収条例施行規則	4 1

第 1 概 要

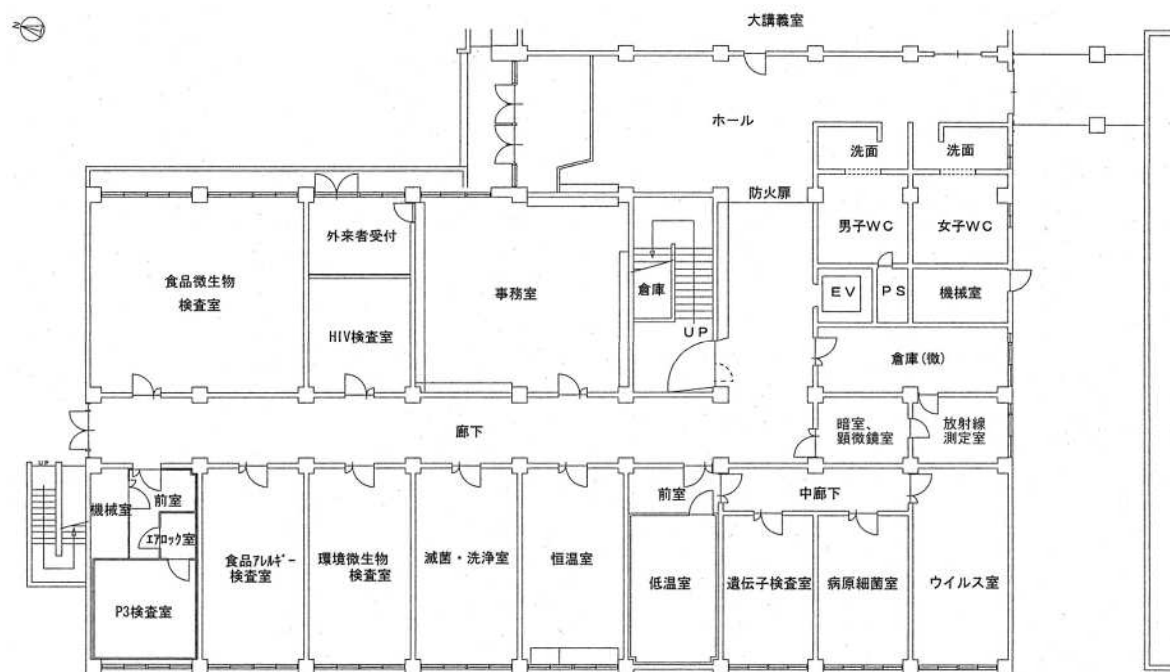
1 施 設

当所は、昭和４７年４月岐阜市岩倉町地内に開所し、昭和５７年１月から平成２４年３月までは岐阜市青柳町地内の衛生試験所にて検査業務を実施。青柳庁舎の老朽化・狭隘化に伴い、平成２４年４月岐阜薬科大学三田洞キャンパス生物薬学研究所内に移転した。

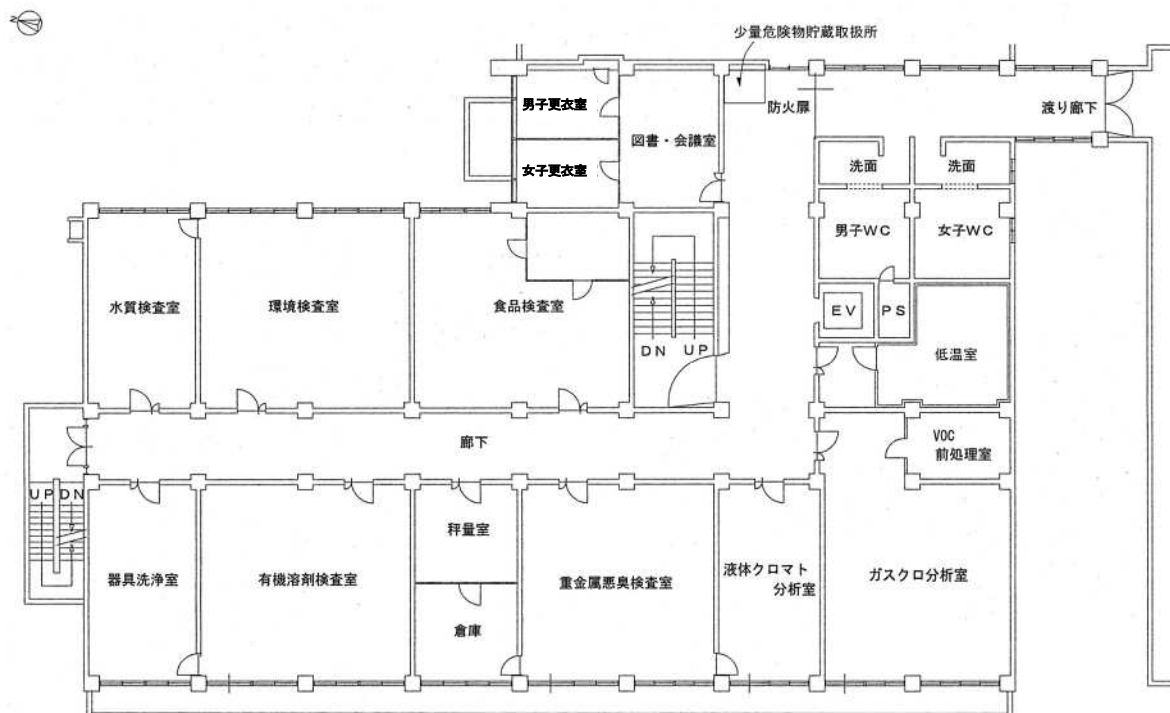
建造物等の概要は、次のとおりである。

- 1 場 所 岐阜市三田洞東五丁目6番1号
2 構 造 鉄筋コンクリート造 3階建のうち1階及び2階部分
3 延面積 1,557.11m² (試験所部分)

1 階平面図



2 階平面図



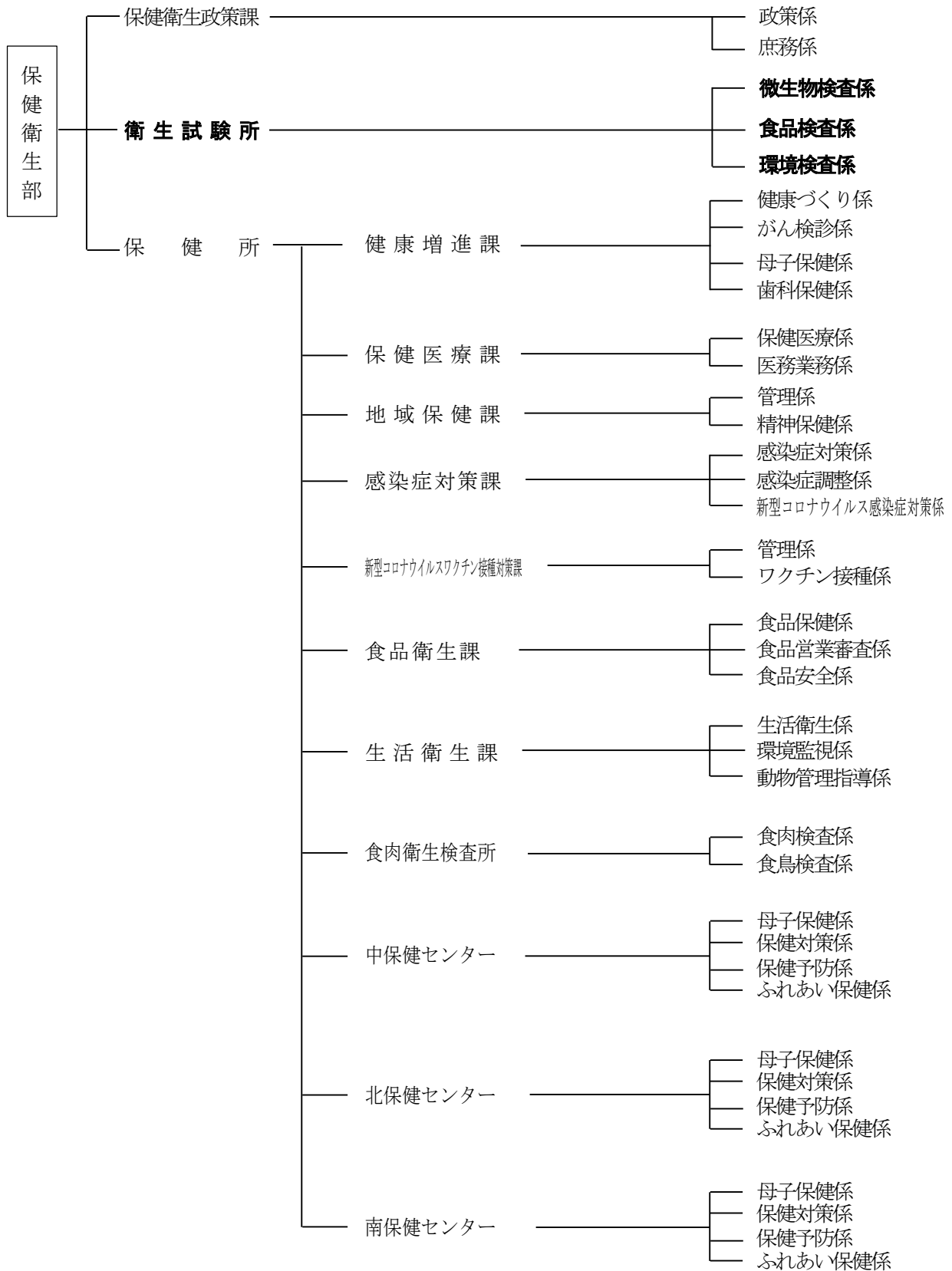
2 沿 革

- 昭和23年 8月 鹿島町地内、市民病院構内に岐阜市保健所を開設し、検査業務を開始。
- 昭和24年 12月 吉津町1丁目地内に岐阜市保健所を開設。
- 昭和33年 4月 青柳町5丁目地内に岐阜市保健所を開設。
- 昭和35年 10月 機構改革により環境整備課、清掃課と保健所で衛生部が発足。
- 昭和38年 6月 茜部高畑地内に岐阜市南保健所を開設。
- 昭和41年 4月 八代地内に岐阜市北保健所を開設。
- 昭和42年 8月 機構改革により衛生部に属していた清掃課は、清掃部として独立。
- 昭和44年 4月 機構改革により公害業務が衛生部に移管され、同時に公害関係検査業務を岐阜市中央保健所試験検査室にて開始。
- 昭和45年 4月 岩倉町3丁目地内、岐阜市羽島郡4町防疫組合隔離病舎2階に公害試験検査室を移転し、業務を開始。
- 昭和47年 4月 同隔離病舎3階に岐阜市衛生試験所（微生物課、理化学課2課体制）を開設し、各保健所及び公害課の検査業務を統合して業務を開始。
- 昭和56年 4月 都通2丁目地内に岐阜市中央保健所を開設。
- 昭和57年 1月 青柳町5丁目地内の旧岐阜市中央保健所庁舎を改築し、岐阜市衛生試験所を開設。
- 平成 5年 11月 HIV抗体検査（スクリーニング検査）業務を開始。
- 平成 8年 4月 中核市に移行。
- 平成 9年 4月 地域保健法の施行により、中央、南、北保健所を廃止し、岐阜市保健所に統合。中、南、北保健センターを設置。
- 平成10年 6月 岐阜市食品衛生検査施設業務管理要綱（GLP）を制定し、平成11年4月から実施。
- 平成12年 4月 機構改革により衛生部と福祉部を統合し、保健福祉部を設置。
- 平成15年 4月 機構改革により保健福祉部を、市民健康部と市民福祉部に再編。
- 平成16年 4月 微生物室の管理グループを廃止。理化学室の水質検査グループと環境検査グループを統合。
- 平成18年 4月 微生物室と理化学室を統合。精度管理グループを新設。
- 平成24年 4月 庁舎の老朽化・狭隘化により、岐阜薬科大学三田洞キャンパス内に移転。
東日本大震災（平成23年3月11日）による福島第一原子力発電所の事故を受け、食品の放射性物質検査を開始。
- 令和 3年 4月 健康部から保健衛生部に改名。

3 機 構

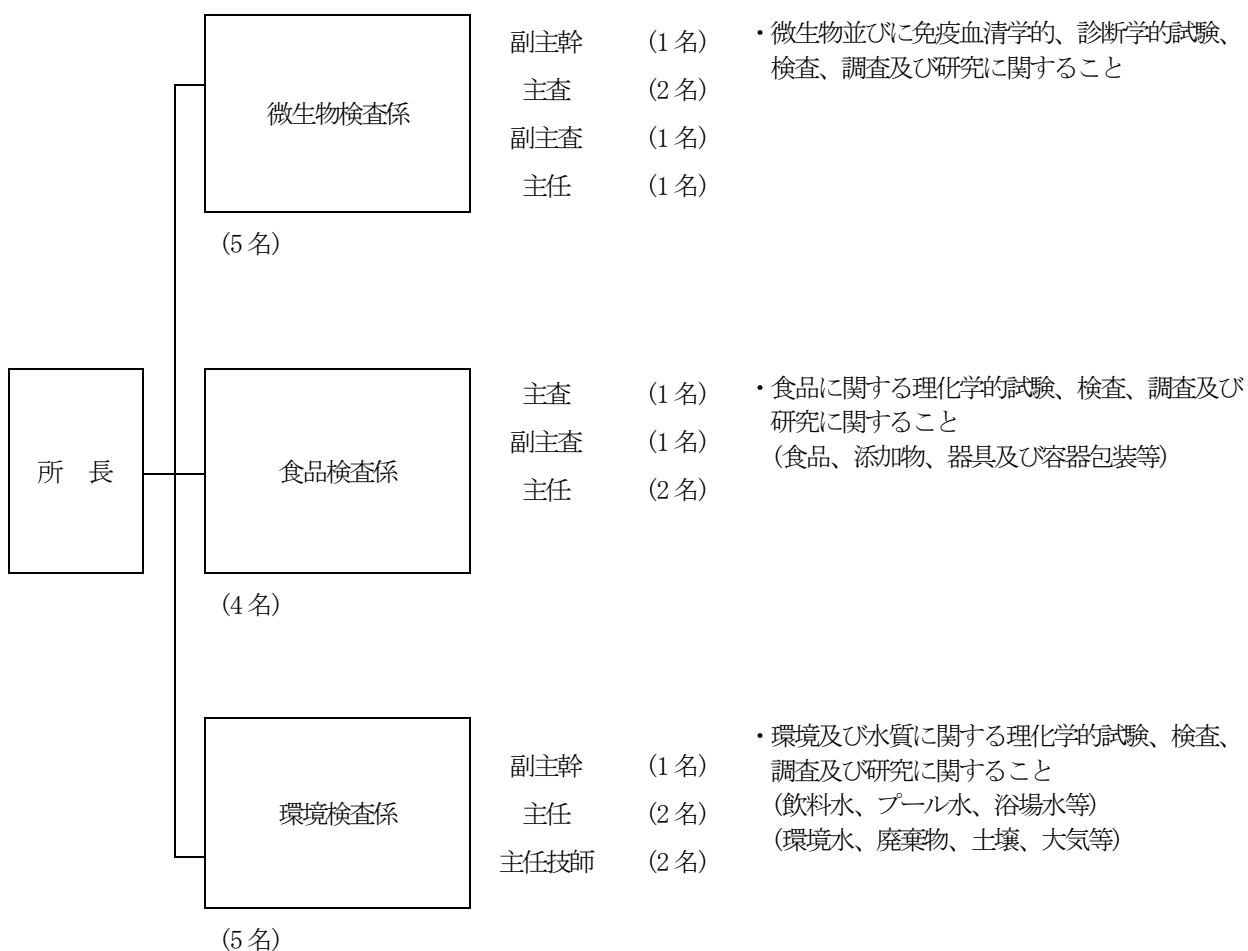
(1) 保健衛生部

(令和5年4月1日現在)



(2) 衛生試験所

(令和5年4月1日現在)



(3) 職員の配置

	薬 剤 師	獣 医 師	化 学 等	臨床検査技師	合 計
所 長	1				1
主 幹					0
副 主 幹		1		1	2
主 査		2	1		3
副 主 査	1	1			2
主 任	2		2	1	5
主任技師	2				2
合 計	6	4	3	2	15

[職員定数：15名]

4 業務概要・分掌

(1) 業務の概要

保健所、環境部などの行政機関並びに市民、事業所等からの依頼により、微生物学検査及び理化学検査を実施している。

近年、健康危機管理の要請に対応するため、病原微生物や微量有害物質等の試験検査において、高度な技術と迅速性が要求されている。そのため、最新の検査機器、分析機器整備を行うとともに、技術の研鑽に努め、職員の資質及び検査精度の向上を図っている。

(2) 業務分掌

ア 微生物検査

- (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に係る感染症検査を行政機関の依頼で実施する。
- (イ) 結核患者の接触者検診（Q F T法）及びH I V検査（スクリーニング検査）を行政機関の依頼で実施する。
- (ウ) 飲料水について、市民、事業者及び行政機関の依頼で水道法による細菌検査を実施する。
- (エ) プール水、浴場水、おしぼりなどについて、事業者及び行政機関の依頼で細菌検査を実施する。
- (オ) 河川水、事業場排水及び放流水等について、環境関係諸法に基づく細菌検査を行政機関の依頼で実施する。
- (カ) 食品について、食品衛生法に基づく成分規格基準及び岐阜市指導基準適否検査等を事業者及び行政機関の依頼で実施する。
- (キ) 食中毒の原因菌検索や苦情等に関する微生物検査を行政機関の依頼で実施する。
- (ク) 感染症発生動向調査に係る病原体検査について、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎他3疾患及びインフルエンザ検査を実施する。
- (ケ) 腸内細菌検査（主に赤痢、サルモネラ、腸管出血性大腸菌O157）及び寄生虫卵検査について、市民及び事業者の依頼で実施する。

イ 食品検査

- (ア) 乳及び乳製品、清涼飲料水、生あん、食肉ハム・ソーセージ等について、食品衛生法に基づく成分規格検査を行政機関の依頼で実施する。
- (イ) 野菜、果実類、魚介類等について、食品衛生法に基づく残留農薬、水銀、P C B等の成分規格検査を行政機関の依頼で実施する。
- (ウ) 食品中の添加物使用基準検査、器具及び容器包装規格基準検査など、食品衛生法に基づく試験検査を事業者及び行政機関の依頼で実施する。
- (エ) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、24か月未満乳幼児用繊維製品などについて、ホルムアルデヒドなどの検査を行政機関の依頼で実施する。
- (オ) 食品の放射性物質検査を行政機関及び一般市民の依頼で実施する。

ウ 環境検査

- (ア) 井戸水等飲料水について、水道法による試験検査を市民、事業者及び行政機関の依頼で実施する。
- (イ) プール水及び浴場水について、事業者及び行政機関の依頼で実施する。
- (ウ) 地下水汚染調査に基づくテトラクロロエチレン等揮発性有機化合物等について、行政機関の依頼で実施する。
- (エ) 環境基本法、水質汚濁防止法等に基づく河川水、地下水、事業場排水などの水質検査を事業者及び行政機関の依頼で実施する。
- (オ) 土壌汚染対策法に基づく土壌、地下水などの検査を行政機関の依頼で実施する。
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく廃棄物及び処理水等の検査を行政機関の依頼で実施する。

5 決 算

(歳 入)

(単位：千円)

科 目		令和5年度
衛 生 検 査 手 数 料		6,185
(内訳)	微生物試験検査	(1,452)
	理化学試験検査	(4,733)
国 庫 支 出 金		952
合 計		7,137

(歳 出)

(単位：千円)

科 目		令和5年度
給 料		60,702
職 員 手 当 等		40,799
共 済 費		21,042
報 酬		1,406
旅 費		268
需 用 費		18,690
役 務 費		1,060
委 託 料		10,293
使 用 料 及 び 賃 借 料		7,232
備 品 購 入 費		15,601
負担金、補助及び交付金		81
合 計		177,174

第 2 業 務 統 計

(令 和 5 年 度)

1 衛生検査件数（衛生行政報告例）

			依 頼 に よ る も の				依 頼 に よ ら な い も の	計
			住 民	保 健 所	保健所以外 の行政機関	その他(医療 機関、学校、 事業所等)		
			(1)	(2)	(3)	(4)		
結 核	分 離 ・ 同 定 ・ 検 出 (01)			118				118
	核 酸 検 査 (02)							
	化学療法剤に対する耐性検査 (03)							
性 病	梅 毒 (04)			199				199
	そ の 他 (05)							
ウ イ ル ス 等 検 査	分離 同定 検出	ウ イ ル ス (06)		483				483
		リ ケ ッ チ ア (07)						
		クラミジア・マイコプラズマ (08)						
	抗 体 検 査	ウ イ ル ス (09)						
		リ ケ ッ チ ア (10)						
		クラミジア・マイコプラズマ (11)						
病 原 微 生 物 の 動 物 試 験 (12)								
原 虫 ・ 寄 生 虫 等	原 虫 (13)							
	寄 生 虫 (14)							
	そ 族 ・ 節 足 動 物 (15)							
	真 菌 ・ そ の 他 (16)							
食 中 毒	病原微生物検査	細 菌 (17)		653				653
		ウ イ ル ス (18)		555				555
		核 酸 検 査 (19)		2				2
	理 化 学 的 検 査 (20)							
	そ の 他 (22)							
臨 床 検 査	血液検査（血液一般検査） (23)							
	血清等 検 査	エイズ（H I V）検査 (24)		202				202
		H B s 抗原、抗体検査 (25)						
		そ の 他 (26)						
	生化学 検 査	先天性代謝異常検査 (27)						
		そ の 他 (28)						
	尿検査	尿 一 般 (29)						
		神 経 芽 細 胞 腫 (30)						
		そ の 他 (31)						
	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査) (32)							
そ の 他 (33)								
食 品 等 検 査	細 菌 学 的 検 査 (34)			496				496
	理化学的検査（残留農薬・食品添加物等） (35)			154	4			158
	そ の 他 (37)							
細 菌 検 査	分 離 ・ 同 定 ・ 検 出 (38)			100				100
	核 酸 検 査 (39)			11				11
	抗 体 検 査 (40)							
	化学製法剤に対する耐性検査 (41)							

			依 頼 に よ る も の				依 頼 に よ ら な い も の	計
			住 民	保 健 所	保健所以外 の行政機関	その他(医療 機関、学校、 事業所等)		
			(1)	(2)	(3)	(4)		
医薬品・家庭用品等検査	医 薬 品 (42)							
	医 薬 部 外 品 (43)							
	化 粧 品 (44)							
	医 療 用 具 (45)							
	毒 劇 物 (46)							
	家 庭 用 品 (47)			23				23
	そ の 他 (48)							
栄 養 関 係 検 査 (49)								
水道等 水質検査	水 道 原 水	細 菌 学 的 検 査 (50)						
		理 化 学 的 検 査 (51)						
		生 物 学 的 検 査 (52)						
	飲 用 水	細 菌 学 的 検 査 (53)	325		6	111		442
		理 化 学 的 検 査 (54)	317		5	111		433
	利用水(プ ^ー ール 水等を含む)	細 菌 学 的 検 査 (55)		104				104
		理 化 学 的 検 査 (56)		84				84
廃棄物関係検査	一般廃棄物	細 菌 学 的 検 査 (57)						
		理 化 学 的 検 査 (58)						
		生 物 学 的 検 査 (59)						
	産業廃棄物	細 菌 学 的 検 査 (60)						
		理 化 学 的 検 査 (61)			13			13
		生 物 学 的 検 査 (62)						
環 境 ・ 公 共 害 関 係 検 査	大 気 検 査	S O ₂ ・ N O ₂ ・ O X 等 (63)						
		浮 遊 粒 子 状 物 質 (64)						
		降 下 煤 塵 (65)						
		有害化学物質・重金属等 (66)			12			12
		酸 性 雨 (67)						
		そ の 他 (68)						
	水 質 検 査	公 共 用 水 域 (69)			247			247
		工 場 ・ 事 業 場 排 水 (70)		12	137		12	161
		浄 化 槽 放 流 水 (71)						
		そ の 他 (72)						
	騒 音 ・ 振 動 (73)							
	悪 臭 検 査 (74)							
土 壌 ・ 底 質 検 査 (75)				3			3	
環 境 生 物 検 査	藻類・プラクトン・魚介類 (76)							
		そ の 他 (77)						
	一 般 室 内 環 境 (78)							
	そ の 他 (79)							
放 射 能	環境試料(雨水・空気・土壌等) (80)							
	食 品 (81)			26				26
	そ の 他 (82)				2			2
温 泉 (鉱 泉) 泉 質 検 査 (83)								
そ の 他 (84)								
合 計			642	3, 222	429	222	12	4, 527

2 食品細菌検査結果

食品等の細菌検査の概要は次のとおりである。

(1) 行政検査

食品衛生法に基づく成分規格検査及び岐阜市食品衛生指導要領等に基づき、保健所食品衛生課から搬入された収去食品等について、細菌学的検査として適否試験を実施した。搬入された検査検体数は472検体であった。

延検査項目数については、成分規格検査121項目、岐阜市食品衛生指導要領等に基づく適否試験1494項目であった。また、アレルギー物質を含む食品の検査として特定原材料（牛乳）の検査を14検体実施した。

成分規格検査

(検査項目数)

	検 体 数	成分規格												乳等省令規格				総 計	
		大腸菌群	E.coli	E.coli 最確数	サルモネラ 属菌	黄色ブドウ 球菌	恒温試験	細菌試験	細菌数	腸 炎 ビ ブ リ オ	腸炎ビブリオ最確数	腸内細菌科 菌群	リステリア菌	クロストリジウム 属菌	大腸菌群	細菌数	乳酸菌数又は酵母数		リステリア菌
清涼飲料水	3	3																	3
氷雪	1	1							1										2
加熱後包装食肉製品	7		7		7	7													21
特定加熱食肉製品																			
非加熱食肉製品	1		1		1	1						1							4
魚肉ねり製品	8	8																	8
ゆでだこ	1									1									1
生食用鮮魚介類	6										6								6
生食用かき	4			4					4		4								12
冷凍食品	6	3	3						6										12
容器包装詰 加圧加熱殺菌食品	6						6	6											12
牛乳	10													10	10				20
ナチュラルチーズ	1																	1	1
プロセスチーズ	1													1					1
アイスクリーム	2													2	2				4
乳飲料	7													7	7				14
総計	64	15	11	4	8	8	6	6	11	1	10		1		20	19		1	121

岐阜市食品衛生指導要領等適否試験

(検査項目数)

		検 体 数	岐阜市指導基準						参考試験					総 計
			E.coli	サルモネラ属菌	黄色ブドウ球菌	細菌数	大腸菌群	腸炎ビブリオ	細菌数	カンピロバクター属菌	サルモネラ属菌	腸管出血性大腸菌O157	E.coli	
ソフトクリーム		4	4			4								8
カット野菜/果物		5	5			5								10
漬物（浅漬け）		5	5					5						10
豆腐		7	7			7								14
佃煮・惣菜 給食弁当 飲食店調製品	野菜果物 加工品	112	112	112	112	86			26					448
	穀類加工品	20	20	20	20	16			4					80
	卵加工品	22	22	22	22	15			7					88
	食肉加工品	35	35	35	35	25			10					140
	魚介類 加工品	56	56	56	56	33			23					224
寿司・おにぎり・調理パン		36	36	36	36	36								144
ゆで麺類		4			4	4	4							12
生食用鮮魚介類		15	15			15		9						39
魚介類一次加工品		7	7			7		7						21
魚肉ねり製品（店頭加工）														
生菓子		64		45	64	64	64							237
食肉		13								3	3	10		16
鶏卵		3									3			3
総 計		408	324	326	349	317	68	21	70	3	6	10		1494

(2) 食中毒（疑）、苦情食品等検査

保健所食品衛生課から依頼のあった食中毒疑い事例及び苦情のあった食品等について検査を実施した。搬入された検査検体数は653検体であり、延検査項目数は4287項目であった。

検出された菌ならびにウイルス等は、病原大腸菌8例、黄色ブドウ球菌3例、ウェルシュ菌69例、セレウス菌1例、カンピロバクター属菌9例、サルモネラ属菌3例、ノロウイルス115例であった。

(検査項目数)

	有症者便	有症者吐物	従業員便	ふきとり	食品残品	総計
検 体 数	118		115	316	104	653
ウェルシュ菌	115		115	216	82	528
カンピロバクター属菌	116		115	216	82	529
サルモネラ属菌	115		115	223	89	542
セレウス菌	115		115	216	82	528
黄色ブドウ球菌	115		115	228	82	540
腸炎ビブリオ	115		115	216	82	528
病原大腸菌	115		115	216	82	528
ノロウイルス	118		115	228	95	556
腸炎ビブリオ最確数					2	2
E coli 最確数					2	2
細菌数					2	2
腸管出血性大腸菌 0157					2	2
総 計	924		920	1759	684	4287

3 環境細菌検査結果

(1) 貸おしぼりの検査

保健所生活衛生課からの依頼により、貸おしぼり 4 検体について、一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、異臭、変色の 5 項目の検査を実施した結果、すべての検体について、衛生基準を満たしていた。

(2) レジオネラ属菌検査

保健所生活衛生課からの依頼により、浴槽水（温泉、薬湯を含む）、原水・原湯（シャワー水）およびプール水（ジャグジー水）について、レジオネラ属菌検査を実施した。検出状況は下表のとおり。なお、検査件数は後掲のプール水・浴場水水質試験検査結果と一部重複する。

(検体数)			
	不検出	検出	合計
浴槽水	44	10	54
原水・原湯（シャワー水）	9	2	11
プール水（ジャグジー水）	8	5	13
合 計	61	17	78

4 感染症関係検査件数

(1) 腸内細菌及び寄生虫卵検査（一般依頼検査・有料）

事業所等からの依頼件数が15検体であった。寄生虫卵検査の依頼はなかった。

(2) 感染症検査

保健所地域保健課からの行政依頼検査

・H I V 検査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による特定感染症検査等事業に定めるH I V 抗体検査202検体を実施した。検査の結果、陽性1検体であった。

・Q F T 検査

結核患者の接触者から採血された118検体についてQ F T 検査を実施した結果、陽性が4検体、陰性が114検体であった。

・全数把握対象検査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による行政検査を実施した。

検体採取日	検査項目	検体数	対象者	結果
令和5年 4月	麻疹, 風疹	1	患者	不検出
令和5年 6月	腸管出血性大腸菌O157	4	患者菌株1 接触者3	患者:VT2 接触者:陰性
令和5年 6月	A型肝炎	1	患者	陽性:ⅢA型
令和5年 6月	レジオネラ	1	患者	陰性
令和5年 7月	A型肝炎	1	患者	不検出
令和5年 7月	レジオネラ	1	患者	陽性
令和5年 7月	レジオネラ	2	患者	不検出
令和5年 8月	腸管出血性大腸菌O157	4	患者菌株1 接触者3	患者:VT2 接触者:陰性
令和5年 8月	レジオネラ	2	患者	陰性
令和5年 9月	インフルエンザ (小学校集団感染事例)	4	患者	検出3:AH3型 不検出1:
令和5年 9月	腸管出血性大腸菌	5	接触者	不検出

令和5年 9月	麻疹, 風疹	1	患者	不検出
令和5年 9月	腸管出血性大腸菌O157	2	患者菌株1 接触者1	患者: VT1&2 接触者: VT1&2
令和5年 10月	麻疹, 風疹	1	患者	不検出
令和5年 10月	腸管出血性大腸菌O157	1	患者菌株	VT1&2
令和5年 10月	腸管出血性大腸菌O157	2	患者菌株	VT1&2
令和5年 11月	腸管出血性大腸菌O157	2	患者菌株1 接触者1	患者: VT1&2 接触者: VT1&2
令和5年 11月	腸管出血性大腸菌O157	1	患者菌株	VT1&2
令和5年 11月	腸管出血性大腸菌O157	1	患者	VT1&2
令和5年 12月	麻疹, 風疹	1	患者	不検出
令和5年 12月	腸管出血性大腸菌	1	接触者	不検出
令和6年 2月	腸管出血性大腸菌O157	3	患者菌株1 接触者2	患者: VT1&2 接触者: 不検出
令和6年 2月	腸管出血性大腸菌O157	1	患者	VT1&2
令和6年 3月	腸管出血性大腸菌	1	接触者	不検出

(3) 発生動向調査

平成28年度から岐阜県保健環境研究所との協議により岐阜県内の発生動向調査について共同で検査を実施することになった。当所ではA群溶血性レンサ球菌咽頭炎、水痘、伝染性紅斑、突発性発しんは県内全域の検体について、また季節性インフルエンザは従来どおり岐阜市内の検体を対象として検査を実施した。

【検査数】

検査項目	A群溶レン菌	水痘	伝染性紅斑	突発性発しん	インフルエンザ
検体数	25	2	0	0	80

【A群溶血性レンサ球菌T型別】

T型別	T1	T4	T12	T13	T25	T28	T14/49	TB264	型別不能
検出数	7	7	3	1	0	0	0	1	6

【インフルエンザ型別】

型別	AH1pdm	AH3	B(Yamagata)	B(Victoria)
検出数	13	46	0	23

参考： AH1pdm&AH3 1、AH3&B(Victoria) 1 含む

5 飲料水・地下水水質試験検査結果

(1) 基礎的な項目試験

井戸水等445検体について、基礎的な12項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、pH、有機物(TOC)、色度、濁度、臭気、味、鉄及びその化合物)の検査を実施したところ、このうち基準に適合しなかったものが62検体あった。基準に適合しなかった数が多い項目は、一般細菌、鉄及びその化合物、色度及び濁度の順であった。

検体名	検体数	不適合検体数	理化学 不適項目数	細菌 不適項目数
井戸水	423	59	41	36
浄水	19	1	1	1
その他	3	2	1	1
合計	445	62	43	38

(2) 基礎的な項目試験に付随した試験

基礎的な項目試験の検査依頼のうち、その他の項目の試験を追加した検体数は0検体であった。

検体数	井戸水	上水 (浄水)	その他	計
取扱検体数	0	0	0	0
検査項目				
電気伝導率				0
亜鉛				0
鉛				0
銅				0
蒸発残留物				0
硬度(カルシウム、マグネシウム)				0
マンガン				0
P C B				0
延検査項目数	0	0	0	0

(3) その他の試験

地下水の水質異常に伴う重金属、VOC、PCBなど、土壌汚染等に係るヒ素、六価クロムなどの検査依頼総数は73検体であった。

検体区分	地下水		*その他	合計
依頼区分	一般	行政機関		
検体数	0	69	4	73
検査項目/検査項目数				
カドミウム		27		27
全シアン		27		27
鉛		34		34
クロム（六価）		37		37
ヒ素		29		29
総水銀		27		27
アルキル水銀		27		27
PCB		27		27
ジクロロメタン		27		27
四塩化炭素		27		27
1,1-ジクロロエチレン		37		37
1,2-ジクロロエタン		27		27
1,2-ジクロロエチレン		37		37
1,1,1-トリクロロエタン		27		27
1,1,2-トリクロロエタン		27		27
トリクロロエチレン		37		37
テトラクロロエチレン		37		37
クロロエチレン		37		37
1,4-ジオキサン		27		27
1,3-ジクロロプロペン		27		27
チウラム		27		27
シマジン		27		27
チオベンカルブ		27		27
ベンゼン		27		27
セレン		27		27
フッ素		27		27
pH		0		0
導電率		0		0
ほう素		27		27
硝酸性窒素(硝酸イオン含む)		23		23
亜硝酸性窒素(亜硝酸イオン含む)		23		23
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		27		27
ゴルフ場農薬			12	12
その他の項目		27		27
延実施検査項目数	0	898	12	910

* その他：ゴルフ場排水等

6 プール水・浴場水水質試験検査結果

プール水、浴場水104検体について、水質基準検査（濁度、過マンガン酸消費量、TOC、大腸菌群、一般細菌、レジオネラ属菌、色度、総トリハロメタン、pH等）を実施したところ、20件が基準に適合しなかった。

基準に適合しなかった項目は、レジオネラ属菌及びTOCであった。

検体名	保健所	保健所以外	合計	不適合 検体数
プール水	39		39	4
浴場水等	65		65	16
合計	104	0	104	20

7 家庭用品試験検査結果

市内で販売されている繊維製品について、ホルムアルデヒドの検査を実施したところ、有害物質を含有する家庭用品の規格基準に違反する事例はなかった。

検体名	検査項目名	検体数	延検査 項目数	検査結果
繊維製品 (24ヶ月以内)	ホルムアルデヒド	23	23	不検出

8 食品等衛生検査結果（理化学的検査）

食品・器具容器包装・おもちゃの理化学的検査の概要は次のとおりである。
（別表「食品等衛生検査実施項目内訳（理化学検査）」参照）

（１）行政検査

保健所食品衛生課から搬入された収去食品等１８０検体について、食品衛生法に基づく成分規格等の検査を５，４２３項目実施したが、違反は認められなかった。

（食品の残留農薬検査結果については P. 24 参照）

搬入検体内訳（検査実施項目内訳は別表のとおり）

分 類		検体数
食 品	成分規格（内 放射性物質）	１１９（２６）
	添加物	５１
	暫定基準	６
	岐阜市指導基準	４
	苦情対応	０
器具容器包装・おもちゃ	器具・容器包装	４
	おもちゃ	２

（２）一般依頼検査

保健所以外の行政機関等から依頼された４検体について、食品衛生法に基づく成分規格検査等を３６項目実施した。

搬入検体内訳

分 類		検体数	検 査 項 目
器具・容器包装	食器類	４	成分規格（材質・溶出試験）

別表 食品等衛生検査実施項目内訳（理化学検査）

		行政検査																				一般検査																	
		乳類（牛乳）	乳製品	乳類加工品	アイスクリーム類・氷菓	魚介類	（そうざい・半製品）	魚介類一次加工品	えび・ゆでたこ	食肉	食肉製品	食肉加工品（そうざい）	卵及びその加工品	（玄米及び精米）	その他の穀類加工品	（生めん、めん類、即席めん）	生野菜及び果物	漬物	野菜・果物加工品（調味料）	（野菜・果物・加工品）	その他の野菜・果物加工品（簡易加工品）	野菜・果物乾燥品	生あん	菓子類	油菓子	清涼飲料水	酒精飲料	冷凍食品	カン詰、ビン詰	その他の食品	食品残品	器具及び容器包装	おもちゃ	行政検査合計	器具及び容器包装	一般検査合計			
食	品	合 計		184	12	9	0	2	12	4	19	3	13	8	2	3	3	0	1	43	6	3	4	6	3	2	6	4	3	0	0	0	3	0	4	2	180	4	4
		検体数合計		5,459	47	161	0	4	198	32	302	3	481	72	16	111	3	0	1	3,428	132	30	32	141	3	4	70	12	78	0	0	32	0	22	8	5,423	36	36	
		項目数合計		12																																			
		成分	清涼飲料水	2																						2													
			生あん	0																																			
			即席めん類	2																																			
			穀類	2																																			
		規格	食肉製品・魚卵等	23											8																								
			食肉製品	45	40	1		4																															
			乳等	3,387																																			
農薬	777																																						
食	品	畜水産用医薬品	26	2				1							111																								
		放射線物質	54		14																																		
		甘味料	8																																				
		殺菌剤	18																																				
		酸化防止剤	436		84																																		
		着色料	0																																				
		発色剤	13																																				
		漂白剤	4																																				
		品質保持剤	502		62																																		
		保存料	21																																				
食	品	防かび剤	12																																				
		酸化防止剤	16																																				
		着色料	7	5																																			
		PCB	6																																				
		総水銀	8																																				
		岐阜市指導基準	8																																				
		参考試験	0																																				
		簡易キット	66																																				
		器具・容器包装・おもちゃ																																					
		油菓子（酸価、過酸化物質）																																					
注)1																																							
注)2																																							
注)3																			</																				

9 食品中の残留農薬検査結果

農産物 23 検体について残留農薬の検査を実施した。結果は、5 検体から下記の農薬が検出されたが残留農薬基準を超えるものはなかった。

品 名		検出項目	結果値 (ppm)	産 地 等
野菜・果実	パプリカ	ボスカリド	0.01	輸入（韓国）
	グレープフルーツ	ブプロフェジン	0.01	輸入（南アフリカ）
		メトキシフェノジド	0.03	
	グレープフルーツ	メトキシフェノジド	0.04	輸入（南アフリカ）
	春菊	ペンディメタリン	0.01	国産（市外）
	いちご	ノバルロン	0.02	市内

10 畜水産物中の残留合成抗菌剤検査結果

食用肉、養殖魚及び鶏卵 21 検体について残留合成抗菌剤検査を実施したところ、いずれの検体も不検出であった。

検 体 名		検体数	検査項目数	結果
鶏 肉		3	108	不検出
食 肉	牛	5	180	不検出
	豚	5	180	不検出
養殖魚	タイ	2	72	不検出
	ウナギ	2	72	不検出
	コイ	1	36	不検出
鶏 卵		3	108	不検出

11 輸入食品等の検査結果

輸入食品等 14 検体について農薬、添加物等の検査を実施したが、成分規格基準及び使用基準を超えるものはなかった。

輸入食品検査内訳

検体及び検体数			検査実施内容	原産国
生野菜 及び果物	7	レモン	防かび剤 残留農薬	チリ
		グレープフルーツ（2）		南アフリカ
		バナナ	残留農薬	ペルー
		にんにく		中国
		パプリカ		韓国
		アスパラガス		メキシコ

野菜・果物の 簡易加工品	1	水煮野菜（１）	保存料、着色料、 漂白剤	中国
魚介類	1	エビ（１）	二酸化硫黄	ベトナム
その他	4	野菜果物加工品（１）	保存料、着色料、 酸化防止剤、 指定外添加物	イタリア
		その他食品（１）		カナダ
		菓子類（１）		韓国
		魚介乾製品（１）		中国

１２ 放射性物質の検査結果

（１）行政検査

保健所食品衛生課から搬入された学校給食使用食材及び市内流通食品２６検体について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて放射性セシウム（１３４および１３７）の検査を実施したが、成分規格基準を超えるものはなかった。

食品区分	学校給食用食材	市内流通品	合計
牛乳区分	２	０	２
一般食品区分	１６	８	２４

※１Ｌマリネリ容器により２，０００秒測定

（２）一般依頼検査

保健所以外の行政機関等（上下水道事業部）から依頼された水道原水２検体について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて放射性セシウム（１３４および１３７）の検査を実施したが、水道水中の指標値（管理）目標値を超えるものはなかった。（１Ｌマリネリ容器により４，０００秒測定）

1 3 環境水質関係検査業務

環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき、環境部環境保全課等の依頼により、河川水、事業場排水等の検査を実施した。

(1) 公共用水域等

水質汚濁防止法第16条第1項の規定による「岐阜県公共用水域の水質測定に関する計画」に基づき、長良川、伊自良川、境川、荒田川、新荒田川、鳥羽川の6河川11地点において、河川水の定期水質調査を実施した。

そのほか、稀少植物生育環境調査としての河川水の水質検査などを実施した。

(2) 事業場排水

水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例に基づき、事業場排水の水質検査を実施した。

(3) 水浴場水

岐阜市内長良川の水浴場2地点について、水質検査を実施した。

(4) 処分場放流水

廃棄物最終処分場放流水について、水質検査を実施した。

環境水質検査検体名及び検査項目数

検体名	公共用水域等	事業場排水	水浴場水	処分場放流水	合計
検体数					
検査項目/検査項目数	1 6 2	1 4 3	1 6	2	3 2 3
水素イオン濃度 (pH)	1 6 2	5 4	1 6	2	2 3 4
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 6 2	1 1 9		2	2 8 3
化学的酸素要求量 (COD)	1 6 0	5 9	1 6		2 3 5
浮遊物質 (SS)	1 4 6	1 2 1		2	2 6 9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		7 9			7 9
フェノール類含有量		1			1
銅含有量		7			7
亜鉛含有量	5 2	7			5 9
鉄 (溶解性含む) 含有量		8			8
マンガン (溶解性含む) 含有量		7			7
クロム含有量		8			8
窒素含有量	3 9	5 3			9 2
リン含有量	3 9	5 3			9 2
カドミウム及びその化合物	2	2			4
シアン化合物	6	7			1 3
有機リン化合物		2			2
鉛 (溶解性含む) 及びその化合物	3 0	4			3 4
六価クロム化合物	1 0	8			1 8
砒素及びその化合物	2 0	2			2 2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		2			2
アルキル水銀化合物		2			2
ポリ塩化ビフェニル	3	2			5
トリクロロエチレン	1 2	2			1 4
テトラクロロエチレン	1 4	3			1 7
ジクロロメタン	1 2	3			1 5
四塩化炭素	1 2	2			1 4
1,2-ジクロロエタン	1 2	2			1 4
1,1-ジクロロエチレン	1 2	2			1 4
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 2	2			1 4
1,1,1-トリクロロエタン	1 2	2			1 4
1,1,2-トリクロロエタン	1 2	2			1 4
1,4-ジオキサン	8	2			1 0
1,3-ジクロロプロペン	8	2			1 0
チウラム	8	2			1 0
シマジン	8	2			1 0
チオベンカルブ	8	2			1 0
ベンゼン	8	2			1 0
直鎖ベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	1 6				1 6
ノニルフェノール	1 6				1 6
セレン及びその化合物	8	2			1 0
ほう素及びその化合物	8	5			1 3
ふっ素及びその化合物	8	6			1 4
アンモニウム性窒素		9			9
亜硝酸性窒素	8	9			1 7
硝酸性窒素	8	9			1 7
溶存酸素 (DO)	1 6 2			2	1 6 4
電気伝導率	1 3 2				1 3 2
透視度	1 3 2				1 3 2
濁度	3 6				3 6
外観	1 3 2				1 3 2
臭気	1 3 2				1 3 2
大腸菌群数		3 8			3 8
ふん便性大腸菌群数		3	1 6		1 9
O 1 5 7 (水浴場)			8		8
大腸菌数	7 5		1 6	2	9 3
その他の項目 (理化学検査)	3 8	1 0			4 8
その他の項目 (微生物検査)					0
延べ検査項目数	1, 9 0 0	7 3 0	7 2	1 0	2, 7 1 2
理化学検査項目数 (※微生物検査除く)	1, 8 2 5	6 8 9	3 2	8	2, 5 5 4

1 4 産業廃棄物関係検査業務

環境部産業廃棄物指導課等の依頼により、事業場の汚泥及び鉍さいについて、溶出試験等を実施した。

産業廃棄物溶出試験検体名及び検査項目数

検体名	汚 泥	鉍さい	廃酸	計
検体数	7	6	0	1 3
検査項目				
p H	6	6		1 2
水銀又はその化合物	1	6		7
アルキル水銀	1	6		7
カドミウム又はその化合物	5	6		1 1
鉛又はその化合物	5	6		1 1
六価クロム化合物	6	6		1 2
砒素又はその化合物	2	6		8
シアン化合物	4			4
トリクロロエチレン	7			7
テトラクロロエチレン	7			7
ジクロロメタン	5			5
四塩化炭素	5			5
1, 2-ジクロロエタン	5			5
1, 1-ジクロロエチレン	6			6
シス-1, 2-ジクロロエチレン	6			6
1, 1, 1-トリクロロエタン	6			6
セレン又はその化合物	2	6		8
含水率	6			6
その他の項目	9			9
延検査項目数	9 4	4 8	0	1 4 2

15 河川底質・土壌検査業務

環境部環境保全課等の依頼により河川底質・土壌について、試験を実施した。

検体名及び検査項目数

検体名	河川底質	土壌	計
検体数 検査項目	3	0	3
P C B	3		3
強熱減量	3		3
平均粒径	3		3
六価クロム化合物			0
ふっ素			0
ほう素			0
カドミウム化合物			0
セレン化合物			0
鉛化合物			0
総水銀			0
アルキル水銀			0
砒素			0
全シアン			0
延検査項目数	9	0	9

第 3 そ の 他

1 精度管理

(1) 外部精度管理

ア 岐阜市食品衛生検査施設業務管理要綱に基づき、一般財団法人食品薬品安全センターが実施する食品衛生外部精度管理調査に参加した。結果は良好であった。

理化学

実施月日	検 査 項 目		試料の形態
R5. 5.29	重金属検査	カドミウム	玄米粉
R5. 6.28	残留農薬検査 (I)	クロルピリホス フェントエート	ほうれんそう ペースト
R5. 7. 3	食品添加物検査 (II)	保存料 (ソルビン酸)	果実ペースト
R5.10.30	食品添加物検査 (I)	着色料 (酸性タール色 素中の許可色素)	果実ペースト

微生物

実施月日	検 査 項 目		試料の形態
R5. 6. 6	細菌同定	大腸菌	ハンバーグ
R5. 7.20	細菌数測定	一般細菌数	白飯
R5. 8.28	細菌同定	腸内細菌科菌群	ハンバーグ
R5.10.16	細菌同定	サルモネラ属菌	液卵
R5.11.27	細菌同定	サルモネラ属菌 (硫化水素非産生)	液卵

イ 厚生労働省が実施する水道水質検査精度管理のための統一試料調査に参加した。結果は良好であった。

理化学

実施月日	検 査 項 目
R5. 5.31	硝酸態窒素、亜硝酸態窒素

ウ 環境省（一般財団法人日本環境衛生センター）が実施する環境測定分析統一精度管理 調査に参加した。結果は良好であった。

理化学

実施月日	検 査 項 目	試料の形態
R 5. 8. 24	COD、全窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、VOC	模擬排水

エ 厚生労働省外部精度管理事業等の精度管理に参加した。結果は良好であった。

微生物

実施月日	検 査 項 目
R 5. 9. 25	麻しん・風しん
R 5. 12. 14	コレラ菌
R 6. 2. 20	新型コロナウイルス核酸検出
R 6. 2. 22	レジオネラ属菌

(2) 内部精度管理

ア 食品理化学検査においては4検体12項目の添加回収試験を行った。結果は良好であった。

検査物品	検体数	検査項目数	実施項目
食品添加物	4	12	保存料（ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸エチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸ブチル） 漂白剤（二酸化硫黄） 甘味料（アセスルファムK、サッカリン） 発色剤（亜硝酸根）

イ 微生物学的検査においては一般細菌数測定試験を行った。結果は良好であった。

(3) GLP信頼性確保

ア 食品衛生検査施設における業務管理（食品GLP）

岐阜市食品衛生検査施設業務管理要綱（H10.6.8 決裁）に基づき、令和5年5月22日に部内関係課により組織された協議会が開催され、精度管理（内部・外部）及び研修に係る実績や計画について確認が行われた。また、令和6年2月20日に信頼性確保部門（保健衛生政策課）による内部点検（対象：R5年度分）が実施され、適切に業務が行われている旨の通知を得た。

イ 病原体等検査施設における業務管理（感染症GLP）

検査施設における病原体等検査の業務管理要領（H27.11.17 付け健感発1117第2号）及び新たに策定した岐阜市衛生試験所病原体等検査業務管理規定（R5.3.2 決裁）に基づき、令和6年3月8日に信頼性確保部門（衛生試験所）による内部監査（対象：R4年度分）を実施した。標準作業書に基づく記録等の適正管理などについて点検した結果、概ね適正に管理されていることが確認された。

2 主要検査機器

(令和5年4月1日現在)

導入年度	機 器 名	メーカー名・型式	購入金額(千円)
昭53	重油中硫黄分測定装置	理学電気工業 サルファーX	2, 350
昭57	透過型微分干渉顕微鏡	ニコン XF-NT-21	975
昭59	アイソグリッドシステム	グンゼ産業	585
平 2	ガスクロマトグラフ	日立 263-50	2, 831
平 3	窒素酸化物分析計	島津 NOA-305A	1, 957
平 4	振とう器	ヤヨイ 20W	679
平 8	ガスクロマトグラフ	ヒューレット・パッカード 6890	6, 154
平 9	悪臭分析装置(ガスクロマトグラフ)	島津 GC-17A	9, 729
平11	HPLCシステム	ヒューレット・パッカード 1100	15, 239
	分光光度計	日立 U-3310	3, 077
	廃水処理装置	島津 DP-25	4, 953
	ハイボリューム・エアサンプラー(2台)	紀本電子工業 123WL	1, 470
	オートクレーブ	平山 HL-42Ag	913
	ガスクロマトグラフ質量分析計	ヒューレット・パッカード 5973	21, 641
平13	超高速遠心器	日立 CP-100MX	14, 499
平16	TOC計	島津 TOC-V CSH システム	4, 461
	原子吸光光度計	日立 Z-2000	9, 712
平19	超純水製造装置	日本ミリポア Direct-Q UV	684
	超音波洗浄装置	シャープ UT-604F	819
	ガスクロマトグラフ	アジレント・テクノロジー 7890A	6, 741
平20	薬用冷蔵ショーケース	日本フリーザ BMS-500RF3	645
	孵卵器(定温恒温器)	平沢 HD-10CP	775
	顕微鏡	オリンパス BX-50	1, 759
	自動固相クリーンアップシステム	エムエス機器 GX-271	4, 991
	ロータリーエバポレーター	東京理科 N-1100V-W	620
平21	エライザシステム一式	Thermo MultiSkan FC 他	1, 580
	孵卵器(定温恒温器)	平沢 HD-10CP	775
	微量核酸定量装置	GE Healthcare NanoVue	1, 530
平22	電気泳動ゲル撮影記録装置	Bio-Rad GelDocPlus	1, 473
	ガスクロマトグラフ	島津 GC-2010Plus	2, 877

導入年度	機 器 名	メーカー名・型式	購入金額(千円)
平 2 3	ゲルマニウム半導体検出器	SEIKO EG&G GEM25-70	1 4, 6 5 8
	冷却遠心機	日立 himac CF16RX II	9 7 4
	縦型超低温フリーザー	サンヨー MDF-V400VX	1, 4 7 0
	横型超低温フリーザー(2台)	日本フリーザー CLN-35C	1, 6 2 0
	オートクレーブ	トミー BSX-500	9 3 5
	NaI シンチレーション式 サーベイメーター	アロカ TCS-172B	5 5 3
	悪臭分析装置 (ガスクロマトグラフ)	島津 GC-2014	3, 5 8 1
	耐火薬品保管庫	ダルトン PREMIUM-ML2	1, 7 8 5
	ユニバーサル冷却遠心機	KUBOTA Model5930	9 3 4
	少量危険物倉庫	ナガワ SK-1	1, 8 3 8
	ユニット型水蒸気蒸留装置(2台)	宮本理研 STM-4W	1, 6 5 5
平 2 4	ガスクロマトグラフ・タンデム 型質量分析計	アジレント・テクノロジー 7000 B	1 9, 3 7 2
	ページアンドトラップ、ヘッドスペースサンプラー 付ガスクロマトグラフ質量分析計	島津 GCMS-QP-2010Ultra	1 2, 0 1 2
	パルスフィールド電気泳動装置 システム	バイオラッド CHEF-DR III チラーシステム	4, 7 9 9
	オートクレーブ	トミー BSX-500	1, 1 5 5
	天秤	ザルトリウス MSE324S	5 3 6
平 2 5	薬品保冷库	パナソニック CMPR-1014-PJ	6 1 6
	リアルタイム濁度測定装置	栄研化学 LoopampEXIA	2, 4 2 6
	インキュベーター	ヒラサワ HD-10CP	6 3 0
	高速液体クロマトグラフ	アジレント・テクノロジー Infinity1290	5, 0 7 2
	超音波洗浄機	シャープ UT-604F・UC-602BS	6 5 8
	濁度・色度計・EC計	日本電色工業 WA6000	3, 3 0 8
平 2 6	純水製造装置	メルクミリポア Elix Advantage5	6 0 5
	オートクレーブ	トミー BSX-500	9 3 4
	超純水製造装置	メルクミリポア Milli-Q Reference	5 8 4
	薬用保冷库	福島工業 FMS-1400L	7 8 5

導入年度	機 器 名	メーカー名・型式	購入金額(千円)
平 2 7	高圧蒸気滅菌器	平山製作所 HVN-85LB	9 3 7
	誘導結合プラズマ質量分析計	ThermoFisher iCAP Q	1 4, 0 2 9
	高圧蒸気滅菌器(2台)	平山製作所 HVN-50LB	5 4 0
	マイクロ冷却遠心機	KUBOTA 3700	5 2 9
	炭酸ガス培養器	パナソニック CO-5ACUV-PJ	7 0 2
	振とう器	ヤヨイ 8-20W	8 7 9
平 2 8	紫外可視分光光度計	アジレント・テクノロジー Cary60 UV-Vis	2, 6 6 8
	リアルタイム PCR 装置	Roche LightCycler 480	6, 8 9 1
平 2 9	イオンクロマトグラフシステム	東ソー IC-2010	5, 7 7 8
	蒸留水製造装置	ADVANTEC RFS542NC	1, 0 2 1
	遺伝子核酸増幅装置	ThermoFisher Veriti96well	1, 0 2 1
	高速冷却遠心機	日立工機 CR21N	1, 8 3 6
平 3 0	リアルタイム PCR 装置	Roche LightCycler 480	6, 8 9 1
	自動免疫蛍光測定装置	ビオメリュー・ミニバイダス	4, 7 7 0
平 3 1 (令元)	薬用冷蔵ショーケース	PHC MPR-1014-PJ	9 1 2
	遺伝子核酸増幅装置	ThermoFisher SimpliAmp	6 3 3
	紫外可視分光光度計	島津 UV-2600	7 3 3
	シーケンサ	ThermoFisher SeqStudio	7, 9 2 0
令 2	リアルタイム PCR 装置	Roche LightCycler 96	3, 0 5 8
	炭酸ガス培養器	PHC MCO-170AICUVH	9 7 8
令 3	液体クロマトグラフ・タンデム 型質量分析計	島津 LCMS-8045	1 1, 9 6 8
令 4	原子吸光光度計	日立 ZA-3000	1 4, 1 3 8
	冷却遠心機	エッペン CR18R	1, 4 4 7

(購入金額 50万円以上、リース物件を含む)

3 岐阜市衛生試験所条例

平成 12 年 3 月 31 日 条例第 38 号

(設置)

第 1 条 保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究を行い、公衆衛生の向上並びに 増進を図るため、本市に衛生試験所を設置する。

(位置)

第 2 条 衛生試験所の位置は、岐阜市三田洞東五丁目 6 番 1 号とする。

(事業)

第 3 条 衛生試験所は、公衆衛生の向上並びに増進に必要な微生物学的試験及び検査、 理化学的試験及び検査並びにこれらに関する調査及び研究を行う。

(職員)

第 4 条 衛生試験所に所長以下必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年条例第 40 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

4 岐阜市衛生試験検査手数料徴収条例

昭和 47 年 4 月 1 日条例 第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、岐阜市衛生試験所における衛生試験及び検査に関する手数料の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の額)

第 2 条 手数料の額は、別表に定める額の範囲内において、市長が別に定める。

(手数料の納付等)

第 3 条 別表に掲げる衛生試験又は検査を依頼し又はその成績書の交付を受けようとする者は、別表に掲げる手数料を納付しなければならない。ただし、市長は公益上その他の理由により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第22号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年条例第14号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第14号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成10年条例第15号)

この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年条例第19号)

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年条例第20号)

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第14号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第22号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第14号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第14号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料の区分		単位	額（円）
試験検査 手数料	尿・糞便等検査、免疫学的検査及び微生物学的検査 (1) 実施料 (2) 判断料	1件につき 検査方法の種類 又は回数にかか わらず1人1月に つき	健康保険法（大正11年法律 第70号）第76条第2項の規 定による厚生労働大臣の定 めにより算定して得た額の 10分の8に相当する額に消 費税法（昭和63年法律第10 8号）の規定による消費税 及び地方税法（昭和25年法 律第226号）の規定による 地方消費税に相当する額を 加算した額（その額に10円 未満の端数を生じた場合 は、これを切り捨てた額）
	水質試験	1件につき	194,750
	環境衛生試験	1件につき	21,580
	食品、添加物、器具、容器包装等の衛生試験	1件につき	46,200
	家庭用品衛生試験	1件につき	51,750
試験検査成績書交付手数料		1通につき	600

5 岐阜市衛生試験検査手数料徴収条例施行規則

昭和47年4月1日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市衛生試験検査手数料徴収条例（昭和47年条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 条例第2条の規定に基づく手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

(衛生試験又は検査の依頼)

第3条 条例別表に掲げる衛生試験又は検査を依頼し、又はその成績書の交付を受けようとする者は、衛生試験・検査依頼書（様式）を市長に提出しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 条例第3条第1項ただし書の規定による手数料の減免は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料について行う。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者が申請したとき（イに規定する検査にあっては、年1回に限る。） 次に掲げる検査に係る手数料

ア 別表微生物学的検査の部1の項(2)オに規定する検査及び当該検査に係る同部2の項に規定する判断料

イ 別表水質試験の部1の項(3)及び2の項(1)に規定する検査（水道水と併用していない井戸水に係るものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が認める手数料

2 前項の規定による減免の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 前項第1号の規定による場合 免除

(2) 前項第2号の規定による場合 市長がその都度定める額

(試料の不還付)

第5条 試験検査のために提出された試料は、還付しない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年規則第19号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜市衛生試験検査手数料徴収条例施行規則の規定に基づき試験検査の依頼が出されているものは、なお従前の例による。

附 則（平成元年規則第18号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜市衛生試験検査手数料徴収条例施行規則の規定に基づき試験検査の依頼が出されているものは、なお従前の例による。

附 則（平成3年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第28号）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に依頼がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年規則第22号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年規則第27号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第52号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第43号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第89号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第20号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第4条の規定による改正後の岐阜市保健所及び市民健康センター使用料等徴収規則及び第5条の規定による改正後の岐阜市衛生試験検査手数料徴収条例施行規則の施行の際現に申請がなされているものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成30年規則第32号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

手数料の区分		単位	額（円）
尿・糞便等検査	1 実施料		
	(1) 尿沈渣（鏡検法）	1検体につき	230
	(2) 糞便検査		
	ア 塗抹顕微鏡検査	1検体につき	160
	イ 虫卵検査（集卵法）	1検体につき	120
	2 判断料	検査方法の種類又は回数にかかわらず1人1月につき	290
免疫学的検査	1 実施料		
	感染症免疫学的検査		
	ア HIV—1・2抗体価	1検体につき	1,110
	イ HIV—1抗体価精密測定	1検体につき	2,460
	ウ HIV—2抗体価精密測定	1検体につき	3,340
	2 判断料	検査方法の種類又は回数にかかわらず1人1月につき	1,250
微生物学的検査	1 実施料		
	(1) 排泄物、滲出物、分泌物等の細菌顕微鏡検査		
	ア 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	1項目につき	440
	イ その他	1項目につき	440
	(2) 細菌培養同定検査		
	ア 口腔、気道又は呼吸器からの検体	1検体につき	1,400
	イ 消化管からの検体	1検体につき	1,400
	ウ 血液又は穿刺液	1検体につき	1,660
	エ 泌尿器又は生殖器からの検体	1検体につき	1,320
	オ その他の部位からの検体	1検体につき	1,220
	カ 簡易培養検査	1検体につき	520
	(3) 細菌薬剤感受性検査		
	ア 1菌種	1検体につき	1,480
	イ 2菌種	1検体につき	1,920
	ウ 3菌種以上	1検体につき	2,460
	(4) 抗酸菌分離培養検査		
	ア 抗酸菌分離培養検査（液体培地法）	1検体につき	2,020
	イ 抗酸菌分離培養検査（それ以外のもの）	1検体につき	1,840
	(5) 抗酸菌同定検査	1検体につき	3,240
	(6) 抗酸菌薬剤感受性検査（4剤以上）	1検体につき	3,340

ただし、市長が必要と認めた場合は、無料とする。

ただし、集団給食、水道関係若しくは食品営業の施設従事者又は集団（10件以上）により検査を受ける者については、260円とする。

	2 判断料	検査方法の種類又は回数にかかわらず1人1月につき	1,320 ただし、簡易培養検査の場合において、集団給食、水道関係若しくは食品営業の施設従事者又は集団（10件以上）により検査を受ける者については、660円とする。
水質試験	1 理化学的試験		
	(1) 水道法（昭和32年法律第177号）第13条第1項に規定する水質検査	1検体につき	194,750
	(2) (1)に準ずる水道原水の水質検査	1検体につき	181,550
	(3) 水道法第20条第1項に規定する毎月定期若しくは臨時の水質検査又はこれに準ずる飲料水の水質検査	1検体につき	4,840
	(4) 一般飲料水の水質試験		
	ア 定性試験	1項目につき	530
	イ 簡易な定量試験	1項目につき	1,100
	ウ やや複雑な定量試験	1項目につき	2,420
	エ 複雑な定量試験	1項目につき	6,160
	オ 特殊な手技を要する定量試験	1項目につき	10,680
	カ 極めて特殊な手技を要する定量試験	1項目につき	14,350
	(5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等に係る水質試験		
	ア 定性試験	1項目につき	530
	イ 簡易な定量試験	1項目につき	1,100
	ウ やや複雑な定量試験	1項目につき	2,420
	エ 複雑な定量試験	1項目につき	6,160
	オ 特殊な手技を要する定量試験	1項目につき	10,680
	カ 極めて特殊な手技を要する定量試験	1項目につき	14,870
	(6) 産業廃棄物等の溶出試験		
	ア 定性試験	1項目につき	840
	イ 簡易な定量試験	1項目につき	1,410
	ウ やや複雑な定量試験	1項目につき	2,730
	エ 複雑な定量試験	1項目につき	6,470
	オ 特殊な手技を要する定量試験	1項目につき	11,000
	カ 極めて特殊な手技を要する定量試験	1項目につき	15,190
	(7) 土壌等の成分試験		
	ア 定性試験	1項目につき	1,050
	イ 簡易な定量試験	1項目につき	1,620
	ウ やや複雑な定量試験	1項目につき	2,940
	エ 複雑な定量試験	1項目につき	6,680
	オ 特殊な手技を要する定量試験	1項目につき	11,200
	カ 極めて特殊な手技を要する定量試験	1項目につき	15,400
	2 細菌学的検査		
	(1) 水道法第13条第1項に規定する水質検査及び同法第20条第1項に	1検体につき	3,190

	規定する毎月検査若しくは臨時の水質検査又はこれに準ずる飲料水の水質検査（一般細菌数及び大腸菌） (2) 水道原水の水質検査（一般細菌数及びMPN法による大腸菌群数） (3) (2)の特定酵素基質培地法による場合 (4) 下水又はし尿処理施設等放流水又はこれに準ずる検査（大腸菌群数） (5) 河川水等の大腸菌群又はエシエリヒア・コリ検査（MPN法による）	1検体につき 1検体につき 1検体につき 1検体につき	5,170 10,780 2,750 5,170
環境衛生試験	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第4項に規定する技術上の基準に関する試験のうちばいじんの量に関する試験	1検体につき	21,580
	2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第3条第3項に規定するばい煙の排出基準に関する試験		
	(1) いおう酸化物	1項目につき	10,790
	(2) ばいじんの量	1検体につき	21,580
	(3) 有害物質	1項目につき	10,790
	3 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条に規定する特定悪臭物質に関する試験		
	(1) アンモニア及びこれに準ずるもの	1項目につき	10,790
	(2) 硫化水素及びこれに準ずるもの	1項目につき	16,230
	(3) トリメチルアミン及びこれに準ずるもの	1項目につき	21,580
	(4) アセトアルデヒド及びこれに準ずるもの	1項目につき	21,580
	(5) スチレン及びこれに準ずるもの	1項目につき	16,230
	(6) プロピオン酸及びこれに準ずるもの	1項目につき	16,230
	4 特定の成分を指定する場合の試験		
	(1) 簡易な試験	1項目につき	400
	(2) やや複雑な試験	1項目につき	1,070
	(3) 複雑な試験	1項目につき	2,150
	(4) 特殊な手技を要する試験	1項目につき	3,230
	(5) 試料の調整を必要とする場合は、(1)から(4)までに規定する金額に、次の金額を加算する。		
	ア 簡易な調整	1検体につき	540
	イ やや複雑な調整	1検体につき	1,070
	ウ 複雑な調整	1検体につき	3,230
	エ 特殊な手技を要する調整	1検体につき	5,390
	食品、添加物、器具、容器包装等の衛生試験		
	1 理化学的試験		
	(1) 食品の試験		
	ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく成分規格適否試験又はこれに準ずる試験		
	(ア) 簡易な試験	1項目につき	1,760

	(イ) やや複雑な試験	1項目につき	4,440
	(ウ) 複雑な試験	1項目につき	8,470
	(エ) 特殊な手技を要する試験	1項目につき	15,400
	(オ) 極めて特殊な手技を要する試験		
	a PCB	1検体につき	46,200
	b ガスクロマトグラフの機器を使用する試験	1項目につき	34,150
	c 液体クロマトグラフの機器を使用する試験	1項目につき	33,000
	d その他の機器を使用する試験	1項目につき	23,150
	e ガスクロマトグラフ質量分析計の機器を使用する確認試験	1項目につき	11,000
	イ 食品衛生法に基づく添加物の使用基準適否試験又はこれに準ずる試験		
	(ア) 簡易な定性試験	1項目につき	3,850
	(イ) 複雑な定性試験	1項目につき	8,690
	(ウ) 簡易な定量試験	1項目につき	5,060
	(エ) 複雑な定量試験	1項目につき	10,580
	(オ) 特殊な手技を要する定量試験	1項目につき	16,550
	ウ その他の試験		
	(ア) 簡易な定性試験	1項目につき	3,850
	(イ) 複雑な定性試験	1項目につき	6,380
	(ウ) 簡易な定量試験	1項目につき	5,830
	(エ) 複雑な定量試験	1項目につき	7,920
	(2) 食品添加物の試験		
	食品衛生法に基づく食品添加物の成分規格適否試験	1項目につき	1,430
	(3) 器具、容器包装、おもちゃ等の試験		
	食品衛生法に基づく規格適否試験又はこれに準ずる試験		
	ア 溶出試験		
	(ア) 簡易な試験	1項目につき	1,650
	(イ) 複雑な試験	1項目につき	3,300
	(ウ) 特殊な手技を要する試験	1項目につき	6,490
	イ 材質試験		
	(ア) 簡易な試験	1項目につき	1,320
	(イ) 複雑な試験	1項目につき	2,530
	(ウ) 特殊な手技を要する試験	1項目につき	9,790
	(4) 放射性物質試験	1項目につき	12,040
2	細菌学的試験		
	食品衛生法に基づく成分規格適否試験又はこれに準ずる試験その他試験		
	ア 一般細菌数（生菌数）	1検体につき	3,850
	イ 大腸菌群又はエシェリヒア・コリ（ウに掲げるものを除く。）	1検体につき	4,290
	ウ 大腸菌群又はエシェリヒア・コリ（MPN法による。）	1検体につき	5,280
	エ 乳酸菌数又は酵母数	1検体につき	4,070
	オ 病原微生物	1検体につき	6,710

家庭用品衛生 試験		カ 嫌気性菌	1検体につき	7,810
		キ おしぼりの試験	1検体につき	9,130
	3	食品の栄養分析		
		(1) 一般栄養分析	1検体につき	15,400
		(2) 項目を指定する場合の分析	1項目につき	7,920
		(3) 栄養価算定	1検体につき	250
	1	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）第4条第1項に規定する基準に関する試験		
		(1) 塩化水素又は硫酸	1検体につき	3,520
		(2) 塩化ビニル	1検体につき	10,010
		(3) 4・6—ジクロル—7—（2・4・5—トリクロルフェノキシ）—2—トリフルオルメチルベンズイミダゾール	1検体につき	42,950
		(4) 水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	1検体につき	4,400
		(5) テトラクロロエチレン	1検体につき	14,350
		(6) トリクロロエチレン	1検体につき	14,350
		(7) トリス（1—アジリジニル）ホスフィンオキシド	1検体につき	30,800
		(8) トリス（2・3—ジブロムプロピル）ホスフェイト	1検体につき	39,600
試験検査成績書交付		(9) トリフェニル錫化合物	1検体につき	36,350
		(10) トリブチル錫化合物	1検体につき	37,400
		(11) ビス（2・3—ジブロムプロピル）ホスフェイト化合物	1検体につき	51,750
		(12) ディルドリン	1検体につき	36,350
		(13) ホルムアルデヒド		
		ア 繊維製品	1検体につき	6,270
		イ 接着剤	1検体につき	7,920
		(14) メタノール	1検体につき	12,100
		(15) 有機水銀化合物	1検体につき	12,150
	2	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第4条第2項に規定する基準に関する試験	1検体につき	5,170
		試験検査成績書交付	謄本1通につき	600

年 月 日

（あて先）岐阜市長

依頼者

住所 〒

氏名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の

氏名）

電話（ ） —

衛生試験・検査依頼書

下記のとおり、衛生試験・検査を依頼します。

記

1 検査物品及び数量

.....

2 採取場所

.....

3 採取年月日

.....年 月 日 時 分

4 検査項目

.....

.....

.....

5 検査方法

.....

.....

.....

6 成績書

送付 ・ 窓口受取 ・ その他（ ）

7 備考

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



岐阜市衛生試験所報

第37号

(令和5年度 業務統計)

令和7年3月27日発行

編集・発行 岐阜市衛生試験所
〒502-8585
岐阜市三田洞東五丁目6番1号
TEL: (058) 236-1050
FAX: (058) 237-2351
Eメール: eisi@city.gifu.gifu.jp